

平成 24 年（2012 年）12 月 18 日

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係
Tel728-2111

不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
全国紛争管理センター	東京都墨田区押上 1-47-5 ワイズビル 3F	03-4431-3688

1 市民からの相談件数（平成 24 年 12 月 17 日現在）

相談件数	相 談 受 付 時 期
2 件	平成 24 年 12 月 10 日、14 日

2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相 談 事 例
50 代女性	以前契約した訪問販売業者への未納金があり、正当性を確認するため連絡するよう書かれたはがきが届いたが、心あたりがない。放置すると管轄裁判所から呼び出し状が送られ、出廷しなければ財産が差し押さえられると書いてある。どのように対処したらよいか。

3 添付資料

市民に送付された不当請求はがきの写し

4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話はTel 7 2 8 - 2 1 2 1**です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

通知確認書

平成24年

調査番号 () 第 号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になります。

※当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのでは全く確認をさせていただいておりますので予めご了承ください

このままご連絡なき場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する口頭弁論期日呼出状送達後に出廷となります。

尚、そのまま出廷されない場合は執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえをされてしまう事がありますので十分ご注意ください。

最近個人情報悪用する業者が急増しておりますので万が一身に覚えが査い場合早急にご連絡下さい。

受付時間 10:00～17:00 (土・日・祭日を除く)

〒131-0045 東京都墨田区神田1-47-5 ワイズビル3F

(相談窓口)

03-4431-3688

全国紛争管理センター